



島根県報

平成24年6月29日（金）

号外第90号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第405号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年 6 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	皆井田江津線	邑智郡邑南町矢上6815番6地先から同6824番7地先まで	前	メートル 21.00～ 32.00	メートル 67.00	不用物件発生 減幅 町道移管	
			後	13.00～ 20.00	67.00		
"	美郷大森線	邑智郡美郷町小松地333番1地先から同353番地先まで	前	A	4.10～ 7.50	261.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 町道移管
				B	9.00～ 47.50		
			後 B	9.00～ 47.50	180.00		
"	浜田作木線	邑智郡邑南町矢上6824番7地先から同6815番6地先まで	前	21.00～ 32.00	67.00	不用物件発生 減幅 町道移管	
			後	13.00～ 20.00	67.00		
"	匹見左鐙線	益田市匹見町紙祖イ1050番7地先から同イ1065番1地先まで	前	3.85～ 4.77	19.40	道路改良工事 拡幅	
			後	4.34～ 9.01	19.40		
"	蟠竜湖線	益田市高津四丁目イ2550番218地先から同番220地先まで	前	18.00～ 34.00	13.00	管理区分の変更 減幅	
			後	18.00～ 25.60	13.00		

島根県告示第406号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年 6 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	浜田八重可部線	浜田市旭町都川2553番15地先から同番17地先まで	メートル 178.90	平成24年 6月29日	浜田県土整備 事務所	
〃	美都匹見線	益田市匹見町落合ハ371番3地先から同ハ323番3地先まで	236.00	平成24年 6月29日	益田県土整備 事務所	
〃	匹見左鐙線	益田市匹見町紙祖イ1050番7地先から同イ1065番1地先まで	19.40	平成24年 6月29日		